組合活性化情報

中小企業しが5

2020

No.626

新型コロナウイルス感染症に関する施策情報について

中央会つうしん

▶令和2年 春の叙勲・褒章受章者のご紹介
▶中央会事務局だより
▶ものつくり支援室だより
▶「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

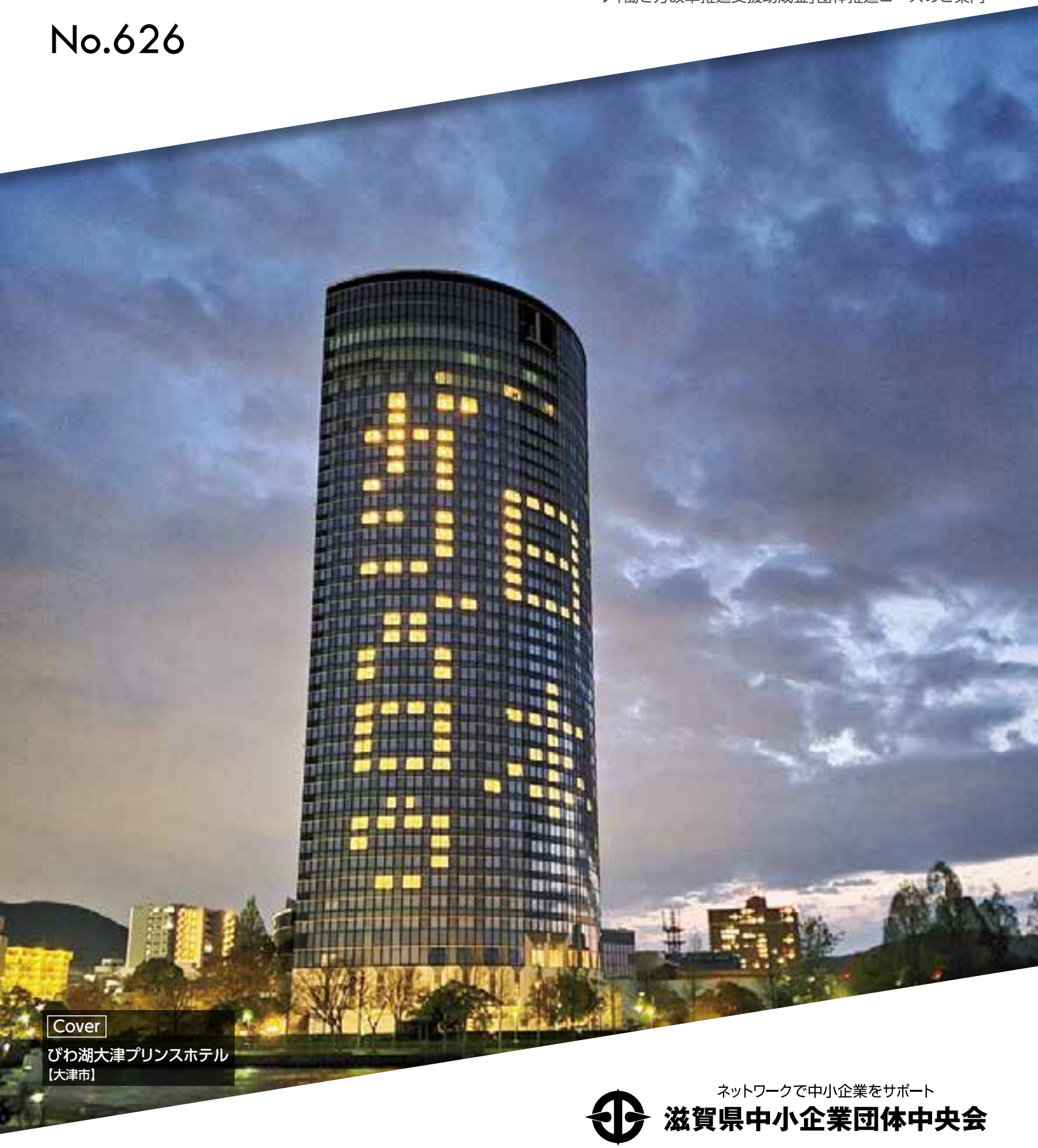

Cover
びわ湖大津プリンスホテル
【大津市】

ネットワークで中小企業をサポート
滋賀県中小企業団体中央会

http://www.chuokai-shiga.or.jp/

新型コロナウイルス感染症に関する

2020年4月30日に国においては、令和2年度補正予算が成立しました。今回成立した補正予算も含め、中小企業・小規模事業者に関係する新型コロナウイルス感染症の施策情報について紹介させていただきます。

資金繰り支援

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナ感染症特別貸付などに加えて、民間金融機関でも借り入れができることになりました。

～状況に応じて複数回の利用も可能です～

売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。＊企業の規模に応じて上限があります。
さらに、民間金融機関による信用保証付融資でも当初3年間金利負担が実質的に無利子になります。

既に受けた債務の返済があるため、追加の返済負担を負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。**最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。**また、当初3年間は、利子分を事後的に補給するため、金利負担が実質的に無利子になります。
（なお、民間金融機関による信用保証付融資も同様に実質無利子・無担保・最長5年元本返済措置の融資となります）。＊企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため既に受けた債務の条件変更をしたが、追加の運転資金を調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由に支援対象から外れることはありません。**

売上減少に伴い、既に受けた債務の返済ができない方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。**また、民間金融機関による信用保証付きの既存債務も借り換えで返済の負担を軽減できる場合があります。**

資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先

中小企業　金融・給付金相談窓口　TEL:0570-783183（平日・土日祝日9:00～19:00）

＊実際の融資の相談・申込については、お近くの日本政策金融公庫・商工中金・民間金融機関にお問合せください。

施策情報について

コロナに、負けない！

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。
＊組合若しくはその連合会も対象となります。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
＊ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分からの計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件

＊商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、
   ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
   ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

＊2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
＊一度給付を受けた方は、再度給付を申請することができません。

持続化給付金に関するお問い合わせ先
相談ダイヤル　持続化給付金事業コールセンター　0120-115-570
［IP電話専用回線］03-6831-0613　■受付時間／8:30～19:00　5･6月（毎日）

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主が対象となります。

（注）特例措置が更に拡大されました

特例措置の内容1

- 令和2年4月8日以降の休業等に遡及して適用されます
- 対象労働者1人1日当たり**8,330円が上限**です

1.中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。

①新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

②以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

・労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

・上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）

＊教育訓練を行わせた場合も同様

2.上記1に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%にします。

特例措置の内容2

生産指標の要件が緩和され、比較対象となる月の幅が広がりました

＊休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

従来の雇用調整助成金の特例措置においては、最近1ヵ月間の生産指標と前年同月の生産指標とを比較することとし、事業所を設置して1年未満に満たない事業所については、令和元年12月と比較できることとしていました。

今般、これを緩和し、前年同月と比較できない事業所については、

・前々年同月

・前年同月から計画届けを提出する前々月の12ヵ月のうち、適切な1ヵ月いずれかと比較して、5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となります。

雇用調整助成金に関するお問い合わせ先

滋賀労働局　助成金コーナー　☎077-526-8251（受付時間　9:00~17:00（土日祝除く））

雇用調整助成金コールセンター　0120-60-3999（受付時間　9:00~21:00（土日含む））

またはお近くのハローワークにお問合せください。

ここまでの情報に関する詳細は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

https://www.meti.go.jp/covid-19/　←情報は頻繁に更新されています。

経済産業省　新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症に関する 施策情報について

滋賀県からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金について

休業や営業時間短縮の要請を受け、全面的に協力いただいた事業者の皆様方を支援します。

1.支援金の対象者と対象額

中 小 企 業：一律20万円
個人事業主：一律10万円

原則として4月25日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等（4月25日より前から休業等をされていた方を含みます。）

※このほか、独自に上乗せを予定している市町があります
（詳細は後日掲載します）

2.申請手続きや申請書類等

申請受付方法は、**県ホームページ（電子申請）**または**郵送のみ**です。

令和2年5月7日㈭～令和2年6月26日㈮　17:00まで

申請書類は、支援金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人（本社）確認書類のほか、**自粛要請日（4月23日）以前から営業活動を行っていることがわかる書類**（※1）や**休業等の状況がわかる書類**（※2）が必要です。

※1　直近の確定申告書や営業許可書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許等）の写し
※2　休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の写真や写し
休業する事業所等の名称や状況（休業期間、営業時間変更）がわかるよう工夫をお願いします。
これらの詳細は、県議会での議決をいただいた後、県HPに募集要領等を掲載いたします。

臨時支援金サイト:
「滋賀県　臨時支援金」で検索!　滋賀県 臨時支援金
緊急事態措置コールセンター　☎077-528-1344（受付時間　9:00～17:00（土日祝除く））

新型コロナウイルス感染症対応資金

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（小規模のみ）	保証料ゼロ 実質金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ 実質金利ゼロ

その他の要件

●補助上限額：3000万円
●補 助 期 間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
●融 資 期 間：10年以内（うち据置期間5年以内）
●担　　保：無担保
●保　証　人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

借入申込先（事前相談含む）
協同組合等：滋賀県中小企業団体中央会
☎077-511-1430（受付時間　8:30～17:15（土日祝除く））
中小企業者:最寄りの商工会議所、商工会までお問合せください

CONTENTS

1 新型コロナウイルス感染症に関する施策情報について
- ●資金繰り支援
- ●持続化給付金
- ●雇用調整助成金
- ●滋賀県からのお知らせ～臨時支援金 新型コロナウイルス感染症対応資金

4 Contents
- ●事務局行事予定
- ●「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みについて

5 中央会つうしん
- ●令和2年 春の叙勲・褒章受章者のご紹介
- ●中央会事務局だより

6 中央会つうしん
- ●ものつくり支援室だより
- ●「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

7 全国先進組合事例
丸重製紙企業組合

8 景況レポート
- ● 3月分情報連絡員報告
- ●全国の取りまとめ結果のトピックス

10 山本善通先生による組合税務相談室
新型コロナウイルス対応

11 森下正先生による組合活性化アドバイス
組合を通じたクライシス・マネジメント

12 小峰先生によるグローバルな視点から～鳥の目・虫の目・魚の目～
「現状（Withコロナ）」と「コロナ後（Afterコロナ）」の世界

13 Monthly ほっとライン
屋内は原則禁煙に!
受動喫煙をなくすための取組が変わる!

14 ご案内
滋賀県中小企業傷害共済

15 ご案内
産業雇用安定センター滋賀事務所

16 業界et cetera
- ●ひこね繊維協同組合
- ●滋賀県麻織物工業協同組合
- ●湖東繊維工業協同組合

中央会事務局 行事予定

6/10 水 滋賀県中小企業団体中央会 通常総会
コラボしが21

6/10 水 滋賀県中小企業傷害共済会 通常評議員会
コラボしが21

6/19 金 滋賀県中小企業青年中央会 通常総会
コラボしが21

7/3 金 地区別組合代表者会議（南部地区）
びわ湖大津プリンスホテル

7/6 月 地区別組合代表者会議（甲賀地区）
水口センチュリーホテル

7/10 金 地区別組合代表者会議（北部地区）
北ビワコホテルグラツィエ

「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みについて

◆滋賀県では毎年、省エネルギーの一層の推進と地球温暖化防止を目的に、適正冷房や軽装での勤務を広く呼びかけられています。
中央会におきましても、下記期間、快適に職務に専念できるよう、清涼感ある軽装（ノーネクタイ、ポロシャツ、開襟シャツ）での執務を奨励しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◆取り組み内容／適正冷房（28℃）の推進と軽装勤務の普及・定着

◆実施期間／令和２年５月１日㈮～10月30日㈮

組合活性化情報 中小企業しが NO.626 2020年 5月号

発 行 滋賀県中小企業団体中央会
〒520-0806
大津市打出浜2番1号「コラボしが21」5階
TEL.077-511-1430
FAX.077-525-5537
E-mail info@chuokai-shiga.or.jp
皆様のご意見をお待ちしております。
印 刷 宮川印刷株式会社

・表紙写真／びわ湖大津プリンスホテル（提供）

＊びわ湖大津プリンスホテルは2020年4月27日～2020年5月31日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として全館休業中です。
表紙写真は、休業中ではあるが「地域の皆さんと心を一つにできることを」と企画され、休業初日の4月27日から29日までの3日間、実施されたものとなります。

令和2年

春の叙勲 “ご受章おめでとうございます”

旭日双光章

福坂　壽夫 氏

現　滋賀県中小企業団体中央会　常任理事
元　湖東繊維工業協同組合　理事長

◆ 中央会事務局だより ◆

指導課　望月主事

昨年の４月１日に滋賀県中小企業団体中央会に入職いたしました、指導課で働いております望月と申します。出身は滋賀県湖南市です。趣味は運動とお菓子を食べることです。運動については、学生時代から続けているテニスや、自宅に飼っている犬の散歩を意識的に行っています。特に犬の散歩は毎日の事で、私が疲れている時も犬は元気で体力があり、活発に動くので大変運動になります。お菓子は、スーパーで売られている新商品を買って食べたり、町のお菓子屋さんを見かけたら買って食べたりしています。食事前にお菓子を食べてしまうこともあるので、今後は時間と量を考えて食べたいと思います。

昨年１年間では、滋賀県の地域経済を支えておられる中小企業組合の皆様に、組合運営に関する様々なことについてご教示いただき、大変お世話になりました。今後はより一層気持ちも新たに皆様のお役に立てるよう努めてまいります。まだまだ未熟者ですが、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

振興課　小林主事

昨年中央会に入職しました振興課の小林と申します。昨年度に引続き、中小企業景況調査・情報連絡員調査、組合事務局交流研究会等を担当しています。

中小企業景況調査・情報連絡員調査では、調査員の方々には年間を通してご協力賜りましてありがとうございます。調査回答で新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業界が多く、厳しい時勢ではありますが、微力ながらお役に立てるよう国や県の施策をご紹介させていただいておりますので、ご検討ご活用くださいませ。

組合事務局交流研究会では、組合運営についての講習会や組合見学等で、組合運営に関する理解を深め、組合についての情報共有や事務局間の交流をしていただけるよう企画しています。質問や加入申込等ございましたらお気軽にご連絡くださいませ。

組合運営や会計等についての知識を蓄え、一日も早く組合の方々からのご相談にお答えできる職員になれるよう精進いたしますのでよろしくお願いいたします。

ものづくり支援室だより　第2回

ものづくり補助金ってなに?

多くの企業様にご活用いただいている「ものづくり補助金」ですが、現在、令和元年度補正事業として、2次公募の申請締切が終了しました。この補助金は、中小企業・小規模事業者が行う経営革新（新商品や新サービスの開発・生産プロセスの改善）のための設備投資等を支援するものです。公募が開始されると、当会事務局へ企業様から「どういった事業が該当するのか?」「こういった内容はOKか?」等、質問が多く寄せられます。基本的には、公募要領にある各種要件を満たしていれば該当するのですが、具体的にイメージし辛いと思います。

そこで、全国中央会をはじめ中央会地域事務局では、過去に採択された事業を取りまとめ、好事例として公表しております。まずはそちらを確認していただくことで、自社の取り組みに向けたヒントになるのではないでしょうか。

これまでの「年間1･2回の公募」から、今回「通年公募・複数回締切」となり、より申請しやすい環境が整いました。このコロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の変化をはじめ、様々な難局を乗り越えるため、ぜひ積極的にご活用をいただきますようお願い申し上げます。

●ものづくり補助金の情報を発信する公式ホームページ「ものづくり補助事業関連サイト」
http://www.monodukuri-hojo.jp/
●滋賀県　令和元年度ものづくり補助金成果事例集
http://www.chuokai-shiga.or.jp/monodukuri.htm

「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

労働局では、働き方改革に資する取り組みを支援する助成金の交付申請受付を開始しました。

★事業協同組合等を対象としたこの助成金を業界の活性化のためにぜひご活用ください。★

支給対象となる取り組み
～いずれか1つ以上を実施すること～

①市場調査の事業　②新ビジネスモデルの開発、実験の事業　③材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業　④下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業　⑤販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業　⑥好事例の収集、普及啓発の事業　⑦セミナーの開催などの事業　⑧巡回指導、相談窓口の設置などの事業　⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業　⑩人材確保に向けた取り組みの事業

成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の２分の１以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること。

支 給 額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ①対象経費の合計額 ②総事業費から収入額(※2)を控除した額 ③上限額(※3)

（※2）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。
（※3）上限額は以下のとおりです。
①原則、上限額は500万円
②都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は1,000万円

●詳細については下記HPをご覧ください↓
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html
●お問合せ先
滋賀労働局雇用環境･均等室まで　077-523-1190

■全国先進組合事例

THE 組合 日本列島

全国の各都道府県中央会が毎年調査テーマを設定し、実施している「組合資料収集加工事業」により、収集・加工した全国の組合事例を紹介するコーナーです。全国の先進的な組合における様々な取り組みやそのノウハウ等について、組合事業への参考としていただければ幸いです。

カテゴリー　組合員の強みを伸ばす社会貢献

丸重製紙企業組合

SDGsを活用した自立･循環型地域経済モデルの確立

所在地	〒501-3784 岐阜県美濃市御手洗464番地	出資金	10,000千円
設立	昭和26年２月	組合員数	10人
主な業種	和紙製造業		

背景と目的

近年、洋紙（パルプ）や石油製品の消費拡大により、和紙の需要は減少傾向にある。また、美濃和紙の産地として知られる美濃市は、少子高齢化による地域経済の衰退という問題を抱えていた。当組合では、これらの問題解決へ取り組むべく「美濃と和紙を元気にする」をスローガンに掲げて、新たな活動を始めた。

取組みの手法と内容

「美濃と和紙を元気にする」取組みとして、はじめに、SNS（フェイスブック）を使って、自社・地域の情報を発信することに着手した。事業者の減少が進む和紙業界において、積極的なPRの重要性を認識していたためである。この取組みによって、消費者・同業者などとつながることができ、消費者ニーズ・商流といった情報収集が可能となった。また、より直接的にPRすることを目的に、工場見学を開始した。反響は大きく、新たな顧客層の開拓につながると共に、「自社を観光地としてPRする」という着想につながっていった。

この着想を元に、美濃市内での利益循環を目指して、地元企業等との共同出資により地域電力会社である「みの市民エネルギー株式会社」を設立した。平成29年に美濃市での電力販売をスタートさせ、契約者数を順調に伸ばしている。また、美濃の観光地を盛り上げるため、古民家再生事業を中心とした街づくりに取り組む「みのまちや株式会社」を企業との共同出資により設立した。その後、宿泊施設である「NIPPONIA美濃商家町」と、組合直営の和紙専門店の「Washi-nary」を開業させ、美濃市の観光業の一翼を担うまでとなった。

組合のPR・情報発信だけに留まらず、企業との連携により地域の振興にも携わることで、結果的に美濃地域における組合の認知度や地位向上につながっていった。

成果とその要因

次々と新たな事業・活動に着手できた理由は、「美濃と和紙を元気にする」という明確な目標があったからである。この目標にSDGsが掲げる「持続可能」という考え方を取り入れ、「自立型・循環型の地域経済モデル」という組合ビジョンを確立させることができた。今後は、新たなビジョンを元に循環型社会を目指した多角的な事業展開を見据えている。

NIPPONIA美濃商家町の外観

Washi-naryの内観

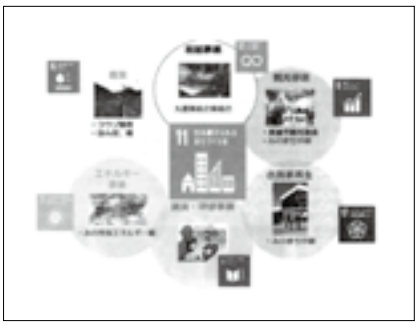

事業展開　略図

POINT

目的･目標から逆算的に実行策を考えていく「ビジョン経営」を実践することができていた。そのため、意思決定がスピーディーかつ的確で、事業全体に推進力を与えている。

URL　http://www.marujyu-mino.com/compnay

景況レポート

中小企業団体情報連絡員報告より

令和2年 3月分

前年同月比のDI値	県内 全体	県内 製造業	県内 非製造業	全国 全体	全国 製造業	全国 非製造業
業界の景況	−47.1	−43.8	−50.0	−63.2	−65.3	−61.6
売上高	−44.1	−56.3	−33.3	−58.5	−58.7	−58.4
収益状況	−44.1	−43.8	−44.4	−57.0	−56.5	−57.3

※DI（Diffusion Index）値とは、景気の動きをとらえるための指標です。（−100≦DI値≦100）
DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合
【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…（4−10）/20＊100＝−30】

DI値が ＝30以上 ＝10以上30未満 ＝−10以上10未満 ＝−30以上−10未満 ＝−30未満

（滋賀県内の景況DI値につきましては、県内34名の情報連絡員からの回答に基づき掲載しています。）

県内の景況推移

県内では食品・日用品等の小売業を除く多くの業種が新型コロナウイルスの影響を受け、全体としては景況・売上高・収益すべての指標が悪化する結果となった。

前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

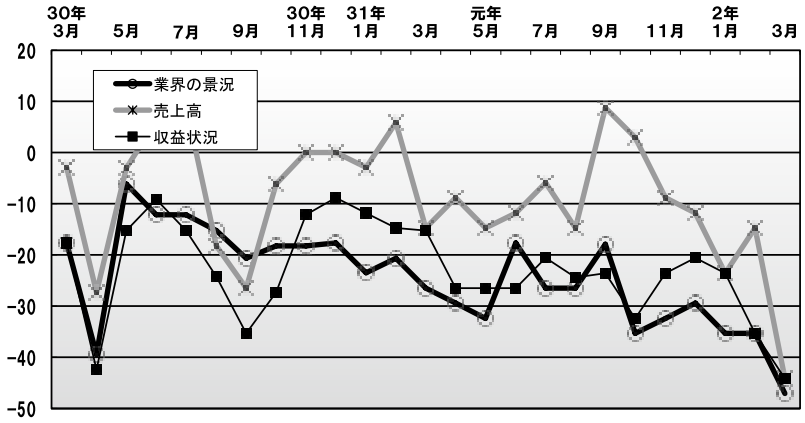

全国の景況推移

全国的に多くの業種が新型コロナウイルスの影響を受け、景況、売上高、収益すべての指標が大幅に悪化した。

前年同月と比較した全国平均のDI値の推移

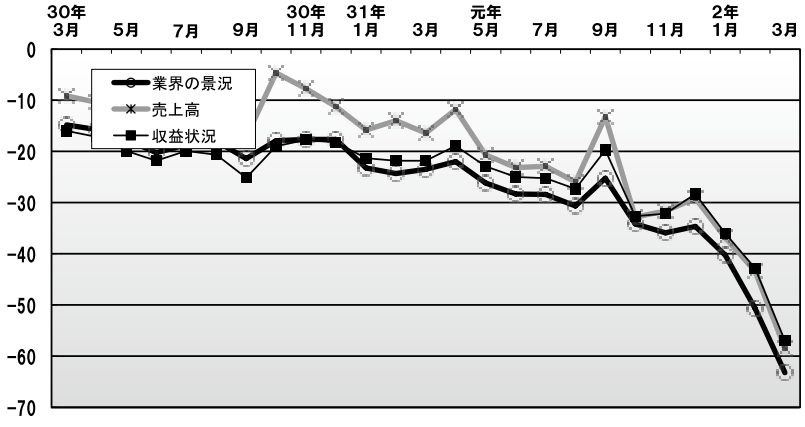

全国の情報連絡員からの報告のポイント

●業種を問わず、現状の先行きが予測できず、見通しを不安視するコメントも多い。新型コロナウイルスの影響は多くの業種に影響を及ぼしている。全国の情報連絡員の大多数より同影響について報告されており、影響の大きさを示している。

●日米貿易摩擦、台風等の自然災害、消費税引き上げ、今回の新型コロナウイルスの発生と中小企業者を取り巻く環境は大きく悪化している。

●中小企業の「働き方改革」への対応は、人の確保が課題であったことに加え、足元では学校休業等による従業員確保の問題も発生している。

主な報告内容

◇新型コロナウイルスの影響（業況改善・維持の報告）		
●新型コロナウイルスの影響により中食関連の需要が伸びている。また、インスタント焼きそば用のソースの受注量も増加している。	東京都	ソース製造業
●今のところ、新型コロナウイルスの影響はほとんど出ていない。	群馬県	セメント製造業
●「釣り」がストレス発散の受け皿となり、釣り場の賑わいが続いている。この様な状況下で大型釣具店の売上が増加しており、必然的に「釣針」生産においても受注が緩やかに増加傾向となっている。	兵庫県	その他製造業
●新型コロナウイルスの影響で、米穀の販売先で明暗が分かれている。スーパー関連は前年対同月比130%以上、中食向け100%～110%、飲食店30%程になっている。	岡山県	食糧卸売業
◇新型コロナウイルスの影響（業況悪化の報告）		
●外出自粛等で自宅での食事が主となり、量販店では前年比売上増となった店舗もあるが、業務店、土産店等は軒並み前年比50%から80%と売上が減少し死活問題になっている。	北海道	麺類
●新型コロナウイルスで百貨店、専門店等の売上が30%～60%落ちており、今後は倒産業者も出てきそうである。秋・冬物の受注に関しては大幅な減となりそうである。	秋田県	繊維業
●新型コロナウイルスの影響が非常に大きく、５月以降の受注が例年の半分以下まで落ち込んでいる。３月生産分までは順調だったが、現在は全く予定が立てられない状況である。	栃木県	縫製業
●新築住宅やリフォームに使用する浴槽や洗面台等の水回り周辺に使用する資材は中国からの輸入が大半であり、その影響で国内の供給が不足しており、施主から新築等の中止や延期の申し出が続出している。	青森県	製材業
●世界的に流行している新型コロナウイルスの拡大による影響はインバウンド及びサプライチェーン等広範囲に及び、深刻な景気後退を招いている。	広島県	工業用ゴム製品
●受注している物件加工は予定通りだが、今後予定・計画されている案件はいつキャンセル・延期・無期延期になるかわからない状況。特に零細企業は一層の減少も起こり得る。	福島県	鉄工工業
●新型コロナウイルスの影響が大きく、大企業の操業短縮・停止等により、下請け・孫請けの中小・小規模事業者にとっては大変厳しい状況となっている。	栃木県	機械器具製造業
●新型コロナウイルス感染拡大の影響で、完成車メーカーの国内及び海外の事業所が減産・操業停止の状況になっており、先行きの見通しが立たない中で、次年度の計画すら立てられない状況にある。	静岡県	輸送用機械器具製造業
●住宅建築資材・住宅機器大手メーカーが中国からの部材輸入が止まり、工務店は、新築住宅引き渡しが出来なく、大きな問題となってきた。	岡山県	資材卸売業
●観光業における新型コロナウイルスの影響により３月の平均宿泊稼働率が36%となっており、同時に世界全土となると回復のための域外からの支援も受けることができない状況。	沖縄県	宿泊業

組合税務相談室

ちょっと教えてQ&A

税理士 山本 善通 氏

Question 新型コロナウイルス対応

当組合（令和２年３月31日決算）では、新型コロナウイルス感染防止の為に、定期総会の開催について通常の日程で行えない事を心配しています。法人税等の申告期限は５月31日（令和２年６月１日）になりますが、個別の延長の可否について教えて下さい。

Answer

【概要】

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

具体的な対応の方針については、国税庁H.Pにおいて、**「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」**により、まとめられていますので参考にして下さい。（このＦＡＱは令和２年４月16日の更新分ですので留意して下さい。）

【個別の延長について】

このたびの御質問に関しても**「法人の期限の個別延長について」**としてやむを得ない場合の事例を示しています。

- 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。
- 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。
  - ①　体調不良により外出を控えている方がいること
  - ②　平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
  - ③　感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務をしている方がいること
  - ④　感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。
- 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

森下 正 先生による

組合活性化アドバイス

明治大学政治経済学 教授
森下　正氏

組合を通じたクライシス・マネジメント

『2019年度版　中小企業白書』によれば、BCP（事業継続計画）とは「自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境変化などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画のことを指す」としている。しかし、中小企業によるBCPの策定状況は、「策定を考えていない」と「策定予定だが、時期は不明」の合計が9割を超えている。

とはいえ、BCPは策定していないが、BCPに関連する取組を実施している中小企業は多い。特に、地震や津波、火山の噴火、洪水や竜巻などの自然災害を想定して、避難訓練や防災に関する勉強会の実施、防災用品の備蓄、商品や資機材の転倒・落下の防止、施設や設備の耐震化等を実施、実施予定、検討中とする中小企業の合計は高い（表参照）。

（表）BCPに関連する取組の状況

取組の内容	実施	実施予定	検討中	未実施
従業員の多能工化・多機能化	**26.2**	11.1	**25.4**	37.3
災害発生時を想定した避難訓練を実施	**22.6**	7.0	19.1	51.4
業務上のトラブルの発生に対応したマニュアルの用意	**21.9**	12.5	**22.7**	43.0
災害発生時を想定した防災用品の備蓄を実施	**20.9**	15.5	**20.2**	43.4
災害発生時に商品や資機材の転倒・落下を防止	**20.2**	11.5	**24.5**	43.9
自然災害に強い立地を考慮した事業所の設置	15.8	4.0	15.0	65.2
経営陣に不測の事態が発生した場合への備え	15.3	12.9	**31.0**	40.8
施設や設備の強靭化（耐震工事等）の実施	13.7	8.6	**27.1**	50.6
BCPや防災に関して従業員と議論・勉強会を開催	10.8	6.0	**22.3**	61.0
災害発生時の目標復旧時間の策定	4.0	8.4	**22.0**	65.6
代替生産・販売・輸送の仕組みの構築	3.6	9.1	**23.3**	64.0
ISO22301（事業継続）の取得	0.4	1.6	15.9	82.1

資料：明治大学政治経済学部 森下正中小企業論研究室『中小企業の持続的発展と危機管理に関する調査』2019年11月22日～12月20日に実施。

例えば、インフルエンザの予防策として、富山県のD団地協同組合が実施している集団予防接種や組合員への自動体外式除細動器の設置など、クライシス・マネジメントにおける予防段階の取組を実施している企業や組合は多いはずである。

このクライシス・マネジメントとは、①現在発生中の被害を最小限に食い止めること、②危機の拡大を防止すること、③危機を正常な状態に戻すことに関わる経営管理能力のことである。また、クライシス・マネジメントには、ⓐ予防段階、ⓑ危機事態把握段階、ⓒ危機事態評価段階、ⓓ危機対策検討段階、ⓔ危機対策発動段階、ⓕ危機対策再評価段階の6つの段階がある。2019年12月に中国で発生した新型感染症による世界的な流行は、2020年4月時点で危機対策再評価段階にある。つまり、危機事態とこれまでに取られた危機対策を改めて把握・評価し、新たな追加の危機対策を発動する段階にある。

ご記憶の方も少なくなりつつあるが、2010年４月に宮崎県で発生した口蹄疫ウイルスによる家畜への被害を、宮崎県内で封じ込めに成功できたプロセスを振り返ることは、全ての家庭、企業、組合、支援機関、自治体にとって参考になる。

そこで、『2010年に宮崎県で発生した口蹄疫の対策に関する調査報告書』よると、同年１月初めに韓国で発生した口蹄疫に対応して、宮崎県は１月末に県内市町村、関係団体等の担当者を招集し、侵入防止対策等について説明会を開いた。また、県内獣医師向けにも情報提供し、衛生管理の強化や異常事案発生時の早期通報についての指導を行った。

この時、大半の農家は韓国での口蹄疫発生を認知していたが、防疫意識は低かった。こうした中、同年４月20日に発熱や口腔内腫瘍等のみられる牛１頭を獣医が診察したが、他の牛に異常はなく、経過観察していた。その後、他の牛での異常が観察され、ここにきてようやく検査を行い、口蹄疫の県内初の感染確認ができた。この１事例目で、即、防疫措置が取られ、さらに６事例目までは16～118頭と小規模農場であったので、迅速に措置できた。しかし、同年４月26日に確認された７事例目以降、1,000頭前後の大規模農場に感染拡大し、４月28日確認された10事例目から豚への感染とともに、感染地域も拡大し、防疫対策に遅れが出始める。これに対して県は、防疫対策を拡充するとともに、５月１日には自衛隊、警察への支援を要請した。また５月18日に県下初の非常事態宣言を発出し、県民に事態の深刻さの理解を促した。と同時に、発生農場に通じる幹線道路からの進入口の通行遮断、移動制限・搬出制限区域の設定等、県民生活への一定の制限措置をとった。

最終的に、防疫措置の従事者は述べ158千人、約29万頭に及ぶ被害と県内経済へ2,350億円の損失を被ったが、８月27日には口蹄疫終息宣言を行った。実は、2000年にも口蹄疫被害が生じたが、この時は国の財政支援方針もいち早く出され、県は初動の防疫措置に全力を傾注することができた。そのため、防疫措置はわずか38頭で済んだのである。

宮崎県の口蹄疫の経験から学ぶことは、①事前準備に基づく迅速な初動と②変化する実態への迅速な対策である。現在の新型感染症は、ことが人間であるため、口蹄疫のようにはいかないことも多い。しかし、家庭、企業、組合、支援機関、自治体の全てが今、すべきことは、①事前準備に基づく迅速な初動から、②変化する実情への迅速な対策に移っている。したがって、危機的事態を重要性と緊急性の観点から、①重要性も緊急性も高い、②重要性は低いが緊急性が高い、③重要性は高いが緊急性は低い、④重要性も緊急性も低い、以上4つに分類し、まずは①の対策からを実施していくべきである。

ちょうど今から100年前の1918～20年の約２年間、スペイン風邪が流行した。その時の二の前にならないために、危機的事態を抑え、終息させることを第一義として、まずは「重要性も緊急性も高い」ことから、組合としてできることを始める必要があろう。

グローバルな視点から!

―鳥の目・虫の目・魚の目―

KJグローカル経営事務所
代表・中小企業診断士
小峰　潤 氏

今回のテーマ　「現状（Withコロナ）」と「コロナ後（Afterコロナ）」の世界

■BCとAC

米国のジャーナリストであるトーマス・フリードマン氏はコラムの中で、「コロナ前（BC：Before Corona）とコロナ後（AC：After Corona）という2つの世界が存在する」と述べています。コロナウイルスが世界中に拡大した状況を俯瞰すると、⑴ウイルスは誰もに区別なく襲いかかること、⑵ウイルス感染対策として最も有効なのは社会的距離をとること、⑶社会的距離の制限で人の行動が変容すること、という特徴が目につきます。

■「新たな日常」への対応

このようなBCとACの間にある「現状」を当方はWC（With Corona）と呼んでいますが、「現状（WC）」において認識しなければいけないのは、上記⑶の変容はゆっくり進みつつあった時代の潮流の「加速的進捗」であり、その変容の多くは（一時的ではなく）永続的に続くだろうということです。「現状（WC）」において重要なことは、「緊急事態である今の状況を乗り切ること（守り）」であるのは間違いありませんが、その後に必ず訪れる「新たな日常へ対応すること（攻め）」も併せて考えなければならない視点です。すなわち、「現状（WC）」においても「コロナ後（AC）」の潮流を見据える意識は必要なのです。

■「コロナ後（AC）」の潮流

では、「コロナ後（AC）」の潮流とはどのようなものなのでしょうか。Key Wordは、「多様性」と「非接触」の2つです。まず1つ目の「多様性」について述べます。「複雑な思考や業務は回避したい」という理由で、効率的に利益を上げられる形だけに貴社事業は偏っていませんでしたでしょうか。事業の在り様が偏っていればいるほど、弾力性がなくリスクに弱い組織になってしまいます。グローバル化が進んだ現代においては、世界の片隅で起こった災いが世界中にあっという間に広がります。今回の感染症のような災いは今後も定期的に我々を襲ってくる可能性が高いでしょう。今後は、想定外のリスクにも強い組織がこれまで以上に求められます。では、どのように備えればよいのでしょうか。

想定外のリスクにも対応できるような弾力性のある組織を構築する秘訣は5W2H（What/Where/Who/When/Why/How/How much）の視点で自社のビジネスを見直すこと」です。現状の自社ビジネスから、「商品・サービス」・「場所」・「対象顧客」・「タイミング」・「目的」・「手段」・「価格」を少しずらしてみることが、弾力性と収益性のある形を複数持てるヒントになります。これまで非効率と完全に目を背けていたことにも「留意」することが、これからの時代では重要になってくるでしょう。

視点		具体例
What	商品・サービス	宿泊サービス＋空間レンタル
Where	場所	国内＋海外
Who	対象顧客	旅行客＋リタリーマン
When	タイミング	夜間営業＋昼間営業
Why	目的	食の提供＋柔軟なライフスタイルのサポート
How	手段	店舗販売＋テイクアウト/配送
How much	価格	高級価格＋お手頃価格

【図表①】5W2Hの視点

次に2つ目のKey Wordである「非接触」について。このKey Wordについてはメディアでも取り上げられることが多いため容易に想像がつくと思いますが、ここでは少し深く洞察してみたいと思います。

自社の商品やサービスを顧客に提供する場合、何らかの形で顧客と接触する点（タッチポイント）が必ず存在します。そのタッチポイントの形態としては3つあります。1つ目は「ハイ（High）タッチ型」。次に2つ目は「ロー（Low）タッチ型」。最後の3つ目は「テック（Tech）タッチ型」です。この3つの違いについてですが、まず「ハイタッチ型」は売手が買手につきっきりできめ細やかな対応を行う形態です。「おもてなしの対応」がその最たる例でしょう。次の「ロータッチ型」については、売手が買手の自主性に依存する「セルフサービス」が分かりやすい例と言えます。更に、最後の「テックタッチ型」は文字通り、テクノロジーを活用したタッチポイントの創出形態。すなわち、システムやロボット・機械等の「モノを活用する方法」です。

業種・業態にもよりますが、これまで日本の企業／組織の強みは「ハイタッチ型」のきめ細やかな対応にあると言われてきました。今回のコロナ危機を契機として、今後訪れる「コロナ後（AC）」の時代においては買手がこれまでのような「ハイタッチ型」の接触には固執しなくなるでしょう。（むしろ敬遠することすら考えられます）。ヒトとヒトが直接的に接触することなく、強みである「きめ細やかな対応」を実現できるテクノロジーの活用（「ハイタッチ型」志向の「テックタッチ型」価値提供）が今後の日本企業が生き残る道だと言えます。

形態	概要
①ハイタッチ型 （High-touch style）	つきっきりのきめ細やかな対応を行う形態。 例:おもてなし
②ロータッチ型 （Low-touch style）	買手の自主性に依存する形態。 例:セルフサービス
③テックタッチ型 （Tech-touch style）	テクノロジーを活用した形態。 例:システム・ロボット・機械の活用

【図表②】タッチポイントの3形態

前述の２つのKey Word（「多様性」と「非接触」）を頭の片隅に置きながら、まずは「現状（WC）」の困難な状況を乗り切ることに全力を注いでいただければと思います。

Monthly! ほっとライン

第121回

屋内は原則禁煙に! 受動喫煙をなくすための取組が変わる!

「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2019年7月1日から「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では敷地内が禁煙に。2020年4月1日からは、多数の人が利用する様々な施設が原則屋内禁煙となりました。今回のホットラインでは、何が、どう変わったのか、たばこを吸う方も吸わない方も気になるポイントをご紹介します。

1. 受動喫煙防止の新たなルールは?

屋内は原則禁煙、20歳未満の人は喫煙エリアへの立入り禁止、喫煙室には標識の掲示義務

受動喫煙対策の新しいルールのポイントは次のとおりです。

⑴ 様々な施設において、原則屋内禁煙に

多くの人がいる施設や鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙です。禁煙エリアで喫煙した個人に罰則（過料）が科されることもあります。なお、施設によっては基準を満たした専用の喫煙室がある場合もあります。

また、学校・病院・児童福祉施設、行政機関、バス・航空機などは、敷地内禁煙で、喫煙室を設けることもできません。ただし、屋外には受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができます。

⑵ 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止

20歳未満の人は、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入りは一切禁止となります。

そのため従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

⑶ 喫煙室がある場合には標識を掲示

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の主たる出入口となる場所と喫煙室の出入口に、喫煙室の種類に応じた標識（ステッカーもしくはプレートなど）を掲示することが義務づけられています。

飲食店を選ぶときに、禁煙のお店を選びたい、もしくは喫煙できるお店がいいなどの希望がある場合には、店舗の出入口にある標識を確認しましょう。

標識の一例

2. 新しいルールはいつから始まっているの?

2020年4月1日から改正法が全面施行され、多数の人が利用する様々な施設が原則屋内禁煙に

2020年4月1日から飲食店やオフィス、事業所、交通機関など、上記以外の様々な施設が「原則屋内禁煙」に

ただし、技術的基準を満たす喫煙専用室・指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室であり、喫煙専用室等の出入口に標識が掲示されている場合、その室内でのみ喫煙することができます。

受動喫煙対策は、望まない受動喫煙にさらされてしまうという問題を解決するための取組です。改正法によって、それがマナーからルールになり、守られない場合は罰則の規定も設けられました。従来のマナーと新たなルールによって、受動喫煙対策が進むことが期待されます。

屋外や家庭などで喫煙する際にも、望まない受動喫煙を防ぐために、周囲へのご配慮をお願いします。たばこを吸う人もたばこを吸わない人も、それぞれがお互いの立場を尊重し、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。

上記情報は政府広報オンラインのホームページから抜粋し引用しております。詳細に関しましては、政府広報オンラインホームページのご確認をお願いします。

政府広報オンライン
（内閣府大臣官房政府広報室）
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL：03-5253-2111（代表）
【政府広報オンラインホームページ】https://www.gov-online.go.jp/

●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する
事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入のご案内 中小企業者のみなさまのための 傷害共済

小さな掛金で **大きな安心**

会費は年額8,400円

●1日あたり〈おひとり〉 **約23円**

加入して不時の傷害に備えましょう

大工・左官・鈑金・瓦工・塗装・鳶・電気工事（高圧線工）・木材伐採・石材採掘・火薬製造および取扱の業種については**年額12,000円**

●補償の特色は……

会費が割安です。
共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。
労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。
労災保険では同一事由によって他の第3者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。
通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。
おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。（但し、補償免責、一部免責の場合あり）

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級～14級〉 **268万円～10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき…… **1回/3,000円**

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかろうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号
コラボしが21 5F（滋賀県中小企業団体中央会内）
TEL.077-511-1430 FAX.077-525-5537

「失業なき労働移動」をめざして
企業間の人材マッチングを支援しています！

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国ネットを通じて、
人材の確保、従業員の再就職支援に努めています。

確かな実績と信頼
昭和62年に経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。
幅広いデータベース
ハローワークや経済団体などと連携し豊富な人材情報を提供しています。
相談等の費用は無料
情報の提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。

失業なき労働移動をめざして
公益財団法人 産業雇用安定センター

〒520-0051　大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階
●滋賀事務所 TEL077-526-3991 FAX077-526-2761
http://www.sangyokoyo.or.jp/

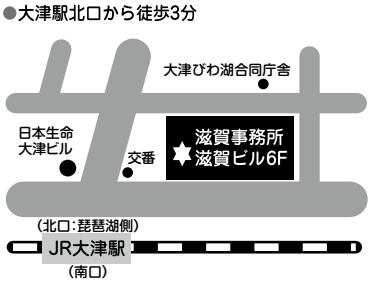

『組合ショッピングサイトの開設』

ひこね繊維協同組合

ひこね繊維協同組合（理事長　宮脇國雄 氏）では、ヤフーショッピングサイト内において、組合ショッピングサイト「ひこねの下着屋さん」を開設されました。

サイトには、組合が開発に取り組まれた性的少数者（LGBT）の心と体の性が一致しないトランスジェンダーのための下着ブランド「Genfree」の製品を掲載されており、「女性の体形を男性に近づけるインナー」や「男性の体形を女性に近づけるインナー」などの商品が販売されています。

また、どんな体系にもフィットする軽やかな着心地で、スッキリとしたスタイルへ誘うブランド「美・REINE」の製品も掲載され、同製品は身体の凹凸や動きに寄り添う「立体設計」を採用し、タテヨコによく伸びやさしい肌ざわりの素材を用いているのが特徴となっています。

各商品の詳細につきましては、組合ショッピングサイトでご確認できますので、ぜひ一度サイトをご覧ください。

女性の特徴を目立たなくするインナー

男性の特徴を目立たなくするインナー

「ひこねの下着屋さん」URL
https://store.shopping.yahoo.co.jp/hikone-seni/

『近江上布伝統産業会館 移転オープン』

滋賀県麻織物工業協同組合

滋賀県麻織物工業協同組合(理事長　川口徳太郎氏)では組合が運営する「近江上布伝統産業会館」を愛荘町・ゆめまちテラスえちに移転し、4月1日㈬、新たにオープンされました。同会館は近江の麻織物に触れる体験ができるほか、産地ショップを併設した情報発信拠点であり、これまで産地を訪れる観光客や多くの民間・企業の団体を迎え入れてきました。

新たな入居先となる「ゆめまちテラスえち」は大正時代、愛知郡役所として使われていた建物で2018年に洋風の外観を残して再生されたものです。周辺には旧中山道の愛知川宿跡や戦前の銀行建築を活用した交流館などもあり「近江上布伝統産業会館」が入居したことにより新たな観光ゾーンとして地域の活性化が期待されています。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設は臨時休館となっております。詳しくは「近江上布伝統産業会館」のHPをご確認ください。

「ゆめまちテラスえち」建物外観

館内の様子

HPアドレス：http://asamama.com/

『令和元年度 組合成果展示会「百花繚乱」の開催』

湖東繊維工業協同組合

湖東繊維工業協同組合（理事長　大橋富美夫 氏）では、４月３日㈮～４月30日㈭大津市・コラボしが21の１階展示コーナーにおいて、令和元年度の組合事業成果展示会を開催されました。

展示会では、信楽が舞台となったNHK朝の連続テレビ小説をモチーフに作成した「ひいろ（緋色）」のハンカチや、産地の技術を連携させ「滋賀の色」をイメージして染めた糸36色をタテ糸に使用した織物など、滋賀県東北部工業技術センターと共同研究で開発された新たな取り組みなどが紹介されました。なかでも「ひいろ（緋色）」のハンカチについては、実物の信楽焼を見ながらテキスタイルがデザインされたことや、産地内にある希少なストック糸を利用しているため限定生産となった開発エピソードが紹介されました。

また、組合ではこれまでも積極的に海外の展示会に参加され、「近江の麻」や「近江のちぢみ」を中心に様々なオリジナル素材を発表されています。昨年度は組合員企業が世界有数のテキスタイル素材見本市 Milano Unica 2021SS（イタリア）に出展され、麻素材で作成した「日本の色目120色」を展示した様子や、地場産地の技術力、優れた色彩感覚で来場者の注目を集めたことなどが本展示会で紹介されました。

「百花繚乱」と銘打ったこの組合成果展示会は、組合が取り組んだ製品開発やこれまでの展示会出展の成果を広く知ってもらう以外にも、地場産業振興の一助となっており、組合では今後もこのような情報発信を継続される予定となっております。

オリジナルハンカチ

組合が作成したパンフレット

見た目も涼やかな麻のワンピース

展示の様子

海外に出展された「日本の色目120色」

商工中金は、幅広いサービスで
中小企業と地域の未来を支えます。

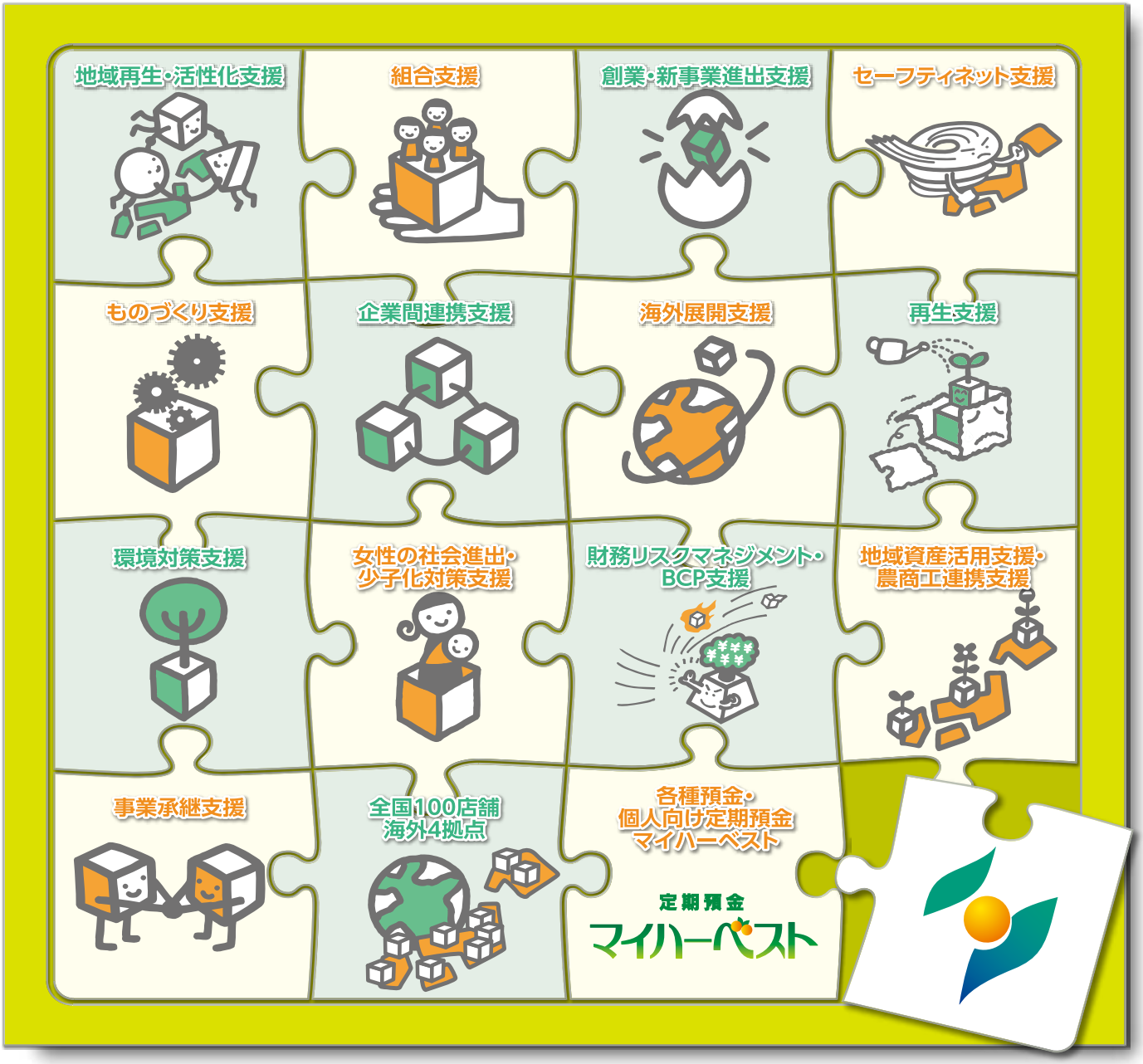

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

大津支店 077(522)6791
〒520-0047 大津市浜大津1-2-22

彦根支店 0749(24)3831
〒522-0073 彦根市旭町9-3

人を思う。未来を思う。
商工中金